

2022年度

「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」のうち
「エネルギー・環境新技術先導研究プログラム」に係る公募要領

【ご注意】

- e-Rad への登録の遅れや間違い、「e-Rad 応募内容提案書」の未提出が多く、提案書類不備となることが多く発生しております。
- 本プログラムへの応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」へ所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。
- 複数機関の連名提案で応募する場合は、再委託又は共同実施先を除いた、全ての機関ごとに e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。
所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があります。
e-Rad で応募基本情報入力を行わないと応募できませんので、余裕を持って登録手続きを行ってください。
- 各機関の所属機関及び研究員の登録が終了後、代表機関の応募代表者が e-Rad へのプログラム応募を登録してください。登録内容を PDF 出力した資料が「e-Rad 応募内容提案書」となります。必須の提出書類となっておりますので、上記全ての対応が提出期限までに終了している必要があります。

2021年12月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新領域・ムーンショット部

目 次

	頁
1. 事業概要	2
2. 応募要件	4
3. 応募方法	5
4. 秘密の保持	1 4
5. 委託予定先の決定	1 4
6. 留意事項	1 6
7. 公募説明	2 2
8. 問い合わせ先	2 2
9. NEDO事業に関する業務改善アンケート	2 3

関連資料

- ・別添1：公募の対象となる研究開発課題一覧
- ・提出書類
 - 【様式1】提案書類チェックリスト・受理確認票
 - 【様式2-1】提案書 [表紙]
 - 【様式2-2】提案書 [要約版]
 - 【様式2-3】提案書 [本文]
 - 【様式2-4】提案書 [別紙1：実施体制、研究開発実績、研究開発予算等]
 - 【様式2-5】提案書 [別紙2：高額設備備品補足説明書]
 - 【様式3】実施体制図
 - 【様式4】総括表
 - 【様式5～8】委託先／研究分担先／分室総括表
 - 【様式9】情報項目ファイル
 - 【様式10】利害関係の確認について
 - 【様式11】研究開発責任者研究経歴書
 - 【様式12】主要研究員研究経歴書
 - 【様式13】ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
 - 【様式14】NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票
 - 【様式15】NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
 - 【様式16】提案者業種情報
 - 【様式17】事業報告書・財務諸表・会社案内の送付状
- ・別添2：NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針
- ・別添3：NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針
- ・別添4：契約に係る情報の公表について
- ・参考資料1：追跡調査・評価の概要
- ・参考資料2：NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について
- ・基本計画
- ・2022年度実施方針

「新技術先導研究プログラム」のうち
「エネルギー・環境新技術先導研究プログラム」に係る公募について
(2021年12月28日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム／エネルギー・環境新技術先導研究プログラム」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 事業概要

1-1. 事業目的

エネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決していくためには、既存技術の延長では不十分であり、従来の発想によらない革新的な技術の開発が必要となっています。他方、近年、研究開発には短期間での成果が求められる傾向が強くなり、長期間の研究を要する技術シーズに取り組むことはリスクが高いとして敬遠される傾向にあり、このような状況を放置した場合、将来の我が国を支えるべき新たな技術が枯渇していくことが懸念されます。

本事業は、我が国がエネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決していくために必要となる技術シーズ、特に既存技術の延長とは異なる、飛躍的なエネルギー効率の向上を含む脱炭素社会の実現に資する有望な技術の原石を発掘し、将来の国家プロジェクト等に繋げていくことを目的としており、本公募もこうした状況を踏まえて実施いたします。

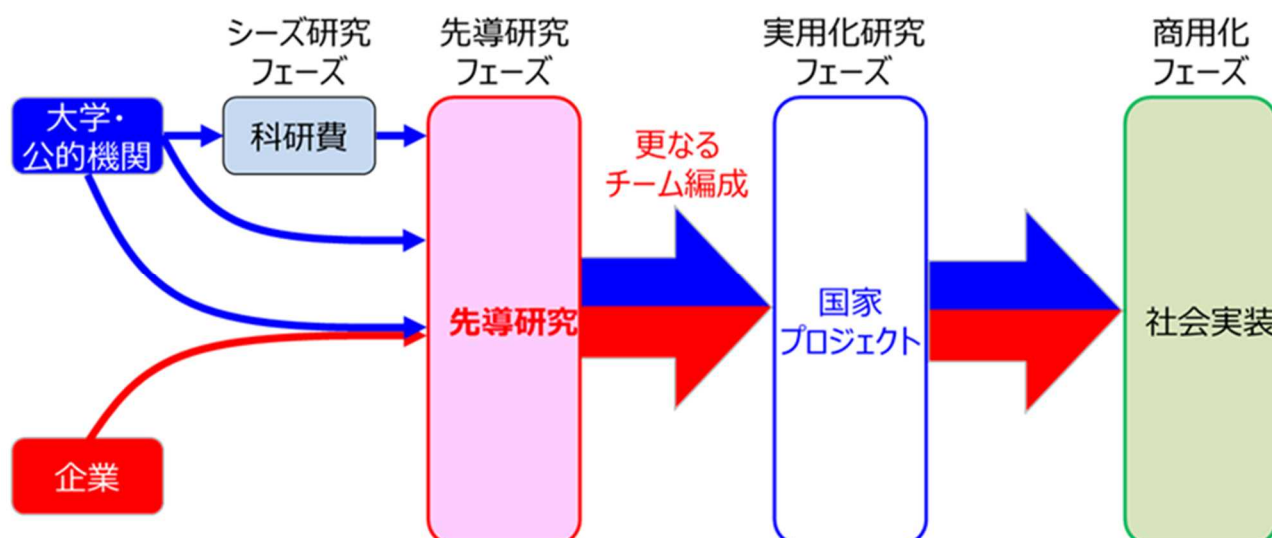
1-2. 事業目標

省エネルギー・新エネルギー・CO₂削減等のエネルギー・環境分野において、原則2040年以降の社会実装（※1）を見据えた革新的な技術の先導研究を実施し、創出された有望な技術について国家プロジェクト（※2）化等への道筋をつけることを目標とします。

（※1）ここでいう「社会実装」とは、事業化のことであり、事業化とは当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動（売り上げ等）に貢献することを指しています。

（※2）「国家プロジェクト」とは、国（府省庁、国立研究開発法人等）の資金による研究開発プロジェクトを想定しています。

<先導研究から国家プロジェクトを経た社会実装へのイメージ>



1-3. 事業内容

本事業は、将来の国家プロジェクト等の本格的な研究開発に着手するために必要な戦略策定や可能性提示のための予備実験等を行う先導研究です。新規性・独創性・革新性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて企業、大学、公的研究機関等からなる産学連携の体制で先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために、特定の技術分野・研究開発領域において、関連する研究開発テーマを束ねた「プログラム」を必要に応じて設定し、「プログラスマネージャー」を配置の上、一体的に推進します。

(1) 対象となる研究開発テーマ

本公募の対象となる研究開発テーマは、別添1に掲載した研究開発課題に該当する研究開発テーマとします。

研究開発テーマは、新規性、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズとしては取組のごく初期の段階であり、社会実装までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクであっても、ハイリターンが期待できることを重視します。

研究開発テーマの提案技術のTRL(※3)は概ねTRL2~4を想定しております。

(※3) 各種文献を踏まえ作成したTRLであり、【様式2-3】提案書[本文]に説明されておりますので、ご参照の上、Web入力フォーム及び提案書[本文]に記載してください。

(2) 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、原則として、企業及び大学等(※4)で構成する産学連携の体制とします。企業のみによる実施体制は認められません。「財団法人」「社団法人」「研究組合」は企業に分類されます。

ただし、将来的に産学連携の体制となる具体的な研究開発構想を有するものの、研究開発テーマを提案する時点で産学連携の体制を構成するに至っていない場合、実施体制の例外として、大学等のみによる実施を認めます。なお、この場合、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われていることを前提とします。

(※4)「大学等」とは

- ① 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関)
- ② 国又は公設の試験研究機関
- ③ 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

【認められる実施体制】

- ① 企業と大学等が「連名提案」で実施する産学連携体制
- ② 企業から大学等へ「再委託」若しくは「共同実施」で実施する産学連携体制
- ③ 現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている大学等のみの体制(例外)

【認められない実施体制】

- ① 企業のみで実施する体制
- ② 大学等からの「再委託」又は「共同実施」

(参考) N E D O委託業務事務処理マニュアル

連名提案：複数の機関で連帯した体制で提案し、機関毎にN E D Oと委託契約を締結し、委託先となる場合

再委託：委託先が、委託業務の一部を第三者に委託する場合

共同実施：委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施する場合

1-4. 研究開発テーマの実施期間

実施期間は、原則 2022 年 5 月～2023 年 3 月までとします（以下同じ）。

ただし、研究の内容により、十分な実験データの取得や解析が極めて困難である等の合理的な理由を応募者が示し、N E D Oが妥当であると認めた場合には、実施期間は最長 2024 年 3 月までとすることができます（大学等のみによる提案の場合は、研究内容によらず 2023 年 3 月を限度とします）。

なお、実施期間が 2023 年 3 月を超える研究開発テーマについては、2022 年度内に（2023 年 1 月～2 月を予定）外部性を取り入れたステージゲート審査（中間評価）を実施します。その結果によっては計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。また、事業終了後に外部性を取り入れた事後評価を実施します。

1-5. 事業規模・形態・N E D O負担率

【産学連携体制（原則）】

事業費総額 1 億円以内／（年度・件）（委託：N E D O負担率 100%）

【大学・公的研究機関のみ（例外）】

実施期間は 1 年以内、規模は事業費総額 2 千万円以内／（年度・件）（委託：N E D O負担率 100%）

- ・「事業費総額」は、実施する機関全ての間接経費及び税金を含んだ総額となります。
- ・提案の際は、提案金額の妥当性を精査するため、根拠となる資料・情報を整理し、説明できるよう準備をお願いします。
- ・技術開発の困難性等により、特に必要と認められる場合は、事業の進捗状況を踏まえた上で、増額することがあります。

2. 応募要件

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の（1）～（6）までの条件、「基本計画」及び「2022 年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学等とします。

- （1）当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発の目標達成及び計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （2）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- （3）N E D Oがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- （4）原則として企業及び大学等で構成する産学連携の体制で実施し、各企業、大学等の、それぞれの責任と役割が明確化されていること。ただし、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている場合には、大学等のみによる応募も可能とする。

- (5) 技術研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、応募する技術研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合には、国外企業等との連携により実施することができることとする。

3. 応募方法

本公募要領や各様式に記載の説明、FAQ 及び、後日、NEDO ホームページに掲載される公募説明資料をご確認いただき提出書類を作成し、提出期限までに下記 Web 入力フォームへ必要情報の入力と書類のアップロードを行い、本公募へ応募してください。

- ・連名提案の場合は、代表機関が対応してください。
- ・Web 入力や提出書類は日本語で作成してください。

(1) 提出期限

2022 年 2 月 16 日（水）正午アップロード完了

(2) 提出方法

- ・Web 入力フォームへ下記必要情報①～⑰を記載入力し、⑱には「(5) 提出書類」に記載の書類をアップロードしてください。
- ・持参・郵送・FAX・電子メール等による提出は受け付けません。

(3) 提出先

Web 入力フォーム <https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/3r0d1rzo6ezy>

(4) Web 入力フォームへの入力項目

入力項目	留意事項
①研究開発テーマ名	20 字以内
②課題番号・課題名	選択肢から選択
③提案する解決すべき技術課題	40 字以内 記入例「〇〇における〇〇〇の解決（解消、向上、拡大／低減、…）」、「〇〇における〇〇〇の創出（創製、合成、…）」等
④研究開発テーマの概要	図表は入れずに文字のみで簡潔・具体的に 800 字以内で下記（1）～（5）の内容を全て記載 （1）技術課題を解決するためどのような革新的技術を創出するのか（手段）の理論的な説明 （2）基礎研究の実績等を踏まえた手段の妥当性 （3）従来技術や競合技術と簡潔に比較した上で、提案技術の優位性 （4）提案技術が社会に還元された場合の波及効果やインパクト（可能な限り定量的・具体的に記載） （5）国家プロジェクト化や社会実装に向けてのシ

	ナリオ・構想 (①技術課題、②開発目標、③スケジュール、④「実施体制」等それぞれ記載)
⑤技術成熟度 (Technology Readiness Level : TRL)	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点における技術成熟度を自己評価し、選択肢から選択 ・研究開発テーマの提案技術の TRL (※) は概ね TRL2～4 を想定 ※各種文献を踏まえ作成した TRL、【様式 2-3】提案書 [本文] に説明記載あり
⑥技術課題に関する国の戦略	選択肢から選択、または記載
⑦実施期間	2022年5月(予定)を開始として、実施最終年月までの期間「〇ヶ月間」の数字のみ記載(各実施体制の最長期間は以下のとおり) <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携 : 「22」ヶ月間(2024年3月まで) ・大学等のみ : 「10」ヶ月間(2023年3月まで)
⑧必要経費概算	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間を通じてのテーマ全体の必要経費概算を「百万円」単位で年度毎及び総額を記載 ・提出書類【様式 2-3】提案書 [本文] 3-5. と同じ金額を記載
⑨代表機関の法人名称	略称ではなく、登記簿に記載の正式名称(⑭の応募代表者の所属機関)
⑩代表機関の法人番号	13桁 ※法人番号 : 国税庁の以下 URL を参照 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/
⑪研究開発体制	「産学連携/大学等のみ」を選択肢から選択
⑫連名提案する機関の法人名称	<ul style="list-style-type: none"> ・連名提案の場合、再委託又は共同実施先を除く、代表機関以外の各機関名(企業名、大学名等)の正式名称を、全角読点(「、」)で区切って記載 ・該当しない場合は「なし」と記載
⑬再委託又は共同実施先となる機関の法人名称	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託又は共同実施先がある場合、その機関名(企業名、大学名等)の正式名称を、全角読点(「、」)で区切って記載 ・該当しない場合は「なし」と記載
⑭代表機関の応募代表者	NEDOからの研究開発テーマの問い合わせに対応可能な、テーマ全体で代表となる方 <ul style="list-style-type: none"> ・氏名(ふりがな)、所属部署名、役職名
⑮代表機関の応募代表者の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・所属住所、電話番号、Eメールアドレス
⑯e-Rad 応募内容提案書の課題 ID	8桁
⑰初回の申請受付番号	<ul style="list-style-type: none"> ・再提出の場合のみ番号記載 ・初回提出時は「なし」と記載
⑱提出書類	(5) 提出書類のアップロード

(5) 提出書類

下記の表を参考にして、提出書類を作成し、Web 入力フォーム⑱にアップロードしてください。

- 提出書類の様式は、NEDOのホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.nedo.go.jp/koubo/index.html>

- 連名提案や再委託先等を含む体制の場合、様式によっては複数の機関から提出されることとなります。その際は、「【様式 2-1】 提案書 [様式] ○○株式会社」、「【様式 2-1】 提案書 [様式] ○○大学」のように、どの機関からの提出かわかるように書類名を付けてください。
- 様式がない書類は、それぞれ「提出書類」に記載の書類名を付けて提出してください。
- 全ての提出書類にはパスワード等は付けずに提出してください。
- アップロードする際は、【様式 3～9】はExcel、その他の書類はPDFに変換し、一つのZip ファイルにまとめて提出してください。
- Zip ファイルの名前は「○○○○○（テーマ名の最初の5文字）_△△△△△（応募代表者氏名）」としてください。
- 全ての提出書類の容量合計は100MB以下にしてください。動画やアニメーション等は使用しないでください。
- 「必須書類」○→提出が必要な書類

△→該当する場合のみ提出が必要な書類

様式番号	提出書類	提出形式	留意事項	必須書類
1	提案書類チェックリスト・受理確認票	PDF		○
2-1	提案書 [表紙]	PDF	再委託又は共同実施先を除く、各実施機関からの提出が必要	○
2-2	提案書 [要約版]	PDF	研究開発テーマの概要を2ページで要約した資料	○
2-3	提案書 [本文]	PDF	・最大20ページ以内 ※20ページを超える場合は、不備のある提案書として取り扱わせていただきます。	○
2-4	提案書 [別紙1：実施体制、研究開発実績、研究開発予算等]	PDF	【様式3～8】を該当箇所に「図」として添付	○
2-5	提案書 [別紙2：高額設備備品補足説明書]	PDF	提案する研究開発事業で購入する設備備品の単価が1件5百万円(税込)を超える場合、その設備備品1件ごとに提出が必要	△
3～8	・【様式3】 実施体制図 ・【様式4】 総括表 ・【様式5～8】 委託先/研究分担先/分室総括表	Excel	作成した内容を「【様式2-4】 提案書 [別紙1]」の該当箇所に「図」として添付	○
9	情報項目ファイル	Excel	・再委託又は共同実施先を除く、各実施	○

			機関に関してまとめて記載して提出	
10	利害関係の確認について	PDF	<u>再委託又は共同実施先を含む、全ての</u> 実施機関の利害関係をまとめて提出	○
11	研究開発責任者研究経歴書	PDF	・ NEDOからの研究開発テーマの問い合わせに対応可能な、テーマ全体を統括する代表となる方（応募代表者） ・ 代表機関の「担当者」が該当	○
12	主要研究員研究経歴書	PDF	・ <u>再委託先又は共同実施先を含む、</u> 実施機関の提出が必要（代表機関は提出不要） ・ 提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる研究員	△
13	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	PDF	再委託又は共同実施先を除く、各実施機関の認定状況をまとめて提出	○
14	NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票	PDF	・ <u>再委託先又は共同実施先を含む、全</u> ての実施機関のうち、企業のみ提出が必要 ・ 技術研究組合は、構成する全ての法人のうち企業のみが対象 ・ 【提出書類へのパスワード付与の例外】 は本書類 FAQ10. 参照	△
15	NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票	PDF	再委託又は共同実施先を除く、各実施機関が提出	○
16	提案者業種情報	PDF	再委託又は共同実施先を除く、各実施機関のうち、中小・ベンチャー企業の提出が必要	△
17	事業報告書・財務諸表・会社案内の送付状	PDF	<u>再委託先又は共同実施先を含む、大学等以外</u> の実施機関の提出が必要（大学等は提出不要）	△
—	直近の事業報告書及び財務諸表 【貸借対照表、損益計算書、個別注記表及びキャッシュフロー計算書等】 ・ 大企業、中堅企業：直近1期分 ・ 中小・ベンチャー企業：直近3期分	PDF	・ <u>再委託先又は共同実施先を含む、大</u> 学等以外の実施機関の提出が必要（大学等は提出不要） ・ 当該情報がホームページに掲載されている場合、掲載ページの URL を【様式17】1. 又は2. 若しくは両方に記載することにより、書類提出に代えることが可能 ・ 左記記載の書類を発行していない場合は、事業報告書や財務諸表に準ずる書類（キャッシュフロー計算書を作成していない事業者においては、キャッシュフロー計算書に相当する書類（現金預金の増減、残高がわかるもの）	△

			・審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合がある	
—	会社案内 【会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書】	PDF	・再委託先又は共同実施先を含む、大学等以外の実施機関の提出が必要（大学等は提出不要） ・最新情報がホームページに掲載されている場合、掲載ページの URL を【様式17】3.に記載することにより、書類提出に代えることが可能 ・NEDO新領域・ムーンショット部と過去1年以内に契約がある場合は、【様式17】3.に該当契約番号とテーマ名を記載することにより、書類提出不要	△
—	e-Rad 応募内容提案書	PDF	応募代表者が e-Rad 登録後に PDF 化して提出	○
—	関係する研究開発テーマの事後評価報告書（写）	PDF	今回提案する研究開発に関連するテーマを、他の国立研究開発法人や公設試験研究機関等で実施しており、当該研究が終了し事後評価を受けている場合には、任意で、当該事後評価報告書（写）を提出	△
—	契約に対して疑義がある場合の書面	PDF	・NEDOから提示された契約書（案）に合意することが提案の要件（「【様式2-3】提案書[本文]9.契約に関する合意」参照） ・契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出	△
—	国外企業との共同研究契約書の写し	PDF	国外企業等と連携している、又はその予定がある場合のみ提出（※5）	△

（※5） 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部を提出してください。

（6）提出書類に関する留意事項

応募に当たっては、次に掲げる事項に注意してください。

（6-1.）【提出書類の作成】

①提出書類の記載に関して

- ・提出書類は日本語で作成し、記載例に従って記載してください。
- ・記載例や注意事項等（青字）は削除し、黒字で記載してください。
- ・フォントは明朝体またはゴシック体とし、環境依存文字は使用しないでください。
- ・フォント大きさは10.5ポイント以上としてください。
- ・句読点は「、」「。」を使用し、「,」「.」は使用しないでください。

②連名提案に関して

- ・NEDOからの委託予定先となる機関が複数ある場合の提案に当たっては、その全機関が連名にて申請する「連名提案」としてください（再委託又は共同実施先を除く）。
- ・連名提案とする場合は、連名して提案する機関の中からNEDOからの連絡窓口（＝代表機関）となる機関を応募連絡先の機関とし、応募代表者を定めてください。【様式2-1】提案書 [表紙] に応募連絡先の機関が分かるように記入してください。
- ・各提出書類は代表機関が先頭になるように記載してください。

③再委託・共同実施に関して

- ・本事業の実施に当たっては、大学等からの再委託又は共同実施は認めません。
- ・本事業の一部を再委託又は共同実施する場合は、再委託の額の制限等、業務委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託又は共同実施の額は、委託先との契約金額の50%未満になります）。

④「提案書類チェックリスト・受理確認票【様式1】」に関して

必要事項を記入し、提出書類の□を黒く塗りつぶしてください（□→■）。

提出期限締切り後、NEDOが提出書類を受理した後に提案書類受理番号を記入してメールでご連絡いたします（※6）。締切り後から概ね1週間前後かかると予想されますが、応募件数によってはそれ以上かかる場合があります。

（※6）Web入力フォームでの応募後に自動で届くメールは「応募受付」の連絡であり、「受理完了」のご連絡とは異なります。

⑤「利害関係の確認について【様式10】」に関して

委託予定先の決定に当たって、NEDOで実施する外部有識者による研究開発テーマの採択検討は、利害関係のない審査委員を選任して実施しますが、公正な決定プロセスを確保するために、この選任等の際に本資料を活用します。

⑥「e-Rad 応募内容提案書」に関して

- ・後記（6-5.）【e-Radへの登録】、（6-6.）【e-Rad登録に関する留意事項】を参照して、e-Radポータルサイトにて研究開発テーマの実施体制の代表機関の応募代表者が公募件名に対する応募情報を入力して登録し、「e-Rad応募内容提案書」をPDF出力して提出書類としてください。
- ・応募情報入力の際、研究開発テーマの実施体制を構成する再委託又は共同実施先を含む、全ての実施機関の主要研究員を研究組織情報欄に研究分担者として登録してください。
- ・応募代表者が「e-Rad 応募内容提案書」を登録する前に、連名提案機関は全ての機関ごとにe-Radへの所属機関及び研究員の登録が必要です。
- ・詳細は、e-Radポータルサイトをご確認ください。e-Rad操作に関する質問はe-Radヘルプデスクにご連絡ください。NEDOではお答えできかねます。

（6-2.）【提出】

- ①登録、内容確認、送信ボタンを押した後に受付番号が表示されます。ここまでを提出期限内に完了させてください。入力やアップロード等の操作途中で提出期限になり、提出が完了できなかった場合は受け付けられません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場

合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって対応してください。

- ②応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOのホームページにてお知らせいたします。なお、NEDO公式Twitter、Facebookをフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された公募情報に関するお知らせを確認できます。以下のURLをご確認の上、ぜひフォローいただきご利用ください。



NEDO公式 Twitter : <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>



NEDO公式 Facebook : <https://www.facebook.com/nedo.fb>

(6-3.) 【再提出】

- ①初回提出時に受付番号が付与されます。再提出時には初回提出時に付与された受付番号を入力してください。
- ②再提出の場合には、再度、全書類を再提出してください。
- ③再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の応募者から同一テーマ名・同一内容で複数の提案書類が提出された場合には、最終提案書類のみを有効とします。

(6-4.) 【提出書類の受理及び書類に不備があった場合の取扱い】

- ①「2. 応募資格」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類については受理せず、提出期限までに修正できない場合は、提案は無効とさせていただきます。
- ②受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ③無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ④提出され、受理された提案書等は返却しません。
- ⑤提出書類を受理した際には、提出期限以降で応募代表者宛に書類受理のメールを「enekan@nedo.go.jp」より送付します。提出期限前後の応募者からの「提出完了しているか否か」、「提出書類に不備があるか否か」等の質問には回答できませんのでご了承ください。

(6-5.) 【e-Radへの登録】

本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※7)」による申請手続き及び、その内容をPDF出力した「e-Rad 応募内容提案書」のNEDOへの提出の両方が必要です。このe-Radによる申請手続きを行わないと、本事業への応募ができませんのでご注意ください。

(※7) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

- ・各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。
- ・「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。

- ・システムの操作方法に関する問い合わせは、下記のヘルプデスクにて受付を行っています。NEDOへ質問を頂戴してもご回答できません。

- e-Rad ポータルサイト
<<https://www.e-rad.go.jp/index.html>>
- e-Rad 利用可能時間帯 0:00～24:00
- e-Rad ヘルプデスク
<<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>>
電話番号：0570-066-877（ナビダイヤル）、03-6631-0622（直通）
受付時間：午前 9:00～午後 6:00
※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- 研究機関向け操作マニュアル
<https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html>
- 研究者向け操作マニュアル
<https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html>

e-Radに関する事務手続きの流れは、次のとおりです。詳細は上記の操作マニュアルをご確認ください。以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です。

① 所属研究機関の登録

- ・応募時まで e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに2週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。
- ・連名提案の場合は、再委託又は共同実施先を除く、各機関が e-Rad に登録され、各機関の主要研究員が研究者番号を取得していることが必要ですのでご注意ください。
- ・事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて行ってください。

② 研究者の登録

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID とパスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と登録

- ・e-Radポータルサイトへログインし、応募代表者が、公募件名に対する応募情報を入力してください。
- ・「研究開発課題名（下記画面 **(A)**）」には「3. (4) Web入力フォーム」に入力する「②課題番号」と「①研究開発テーマ名（20字以内）」を記載してください。「②課題名」は記載しないでください。（例）「I-A1：○○○○○の研究開発」
- ・「研究機関名」及び「研究代表者」（下記画面 **(B)**）は、「応募代表者」の内容になります。
- ・入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了し

てください。「この内容で提出」ボタンを押さないとe-Rad 上での登録が完了しません。

<応募提出完了後の画面>

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
2019	19091390	研究開発課題名 (A)	採択番号	研究機関名			
		2019年度 e-rad 公募	19091390	東京研究機関	応募中	研究機関 処理 申請中	申請可能な 手続きへ
		2019年度 e-rad応募	-	青森 太郎			

④ 「e-Rad応募内容提案書」の出力

前記③で登録完了後、「e-Rad 応募内容提案書」を PDF 出力してください。本資料は提出書類として必要です。③の登録前の「応募内容提案書のプレビュー」では「課題 ID」が付与されていないので、必ず登録完了後の「課題 ID (上記画面 (C))」が付与された応募内容提案書を PDF 出力し、提出書類としてください。

(6-6.) 【e-Rad登録に関する留意事項】

- ①本事業へ応募する際には、応募情報がe-Rad に登録されていることが必要です。十分余裕をもって準備し、NEDOへの提出書類の提出期限までに登録を完了してください。特に、連名提案の場合は連名機関の対応も鑑みて準備してください。
- ②提出期限までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「**配分**機関処理中」となる必要があります。「研究機関処理中」ではございませんのでご注意ください。正しく操作しているにもかかわらず、「**配分**機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡して対応してください。
- ③一旦提出した応募情報を、研究者が再度修正できる状態に戻すことが可能です。この操作をe-Radでは「引戻し」と呼びます。「引戻し」して情報を修正した場合は、提出期限前までに必ず再度登録を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新し、更新した書類を提出してください。
- ④「NEDO先導研究プログラム／新技術先導研究プログラム」には「エネルギー・環境新技術先導研究プログラム」と「新産業創出新技術先導研究プログラム」及び「マテリアル・バイオ革新に向けた先導研究プログラム」の三種類があります。応募される課題がどのプログラムに属しているかをご確認いただき、正しく登録してください。誤って登録されると受理できない可能性があります。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

(こちらは登録必須ではありませんがご検討ください。)

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Radとも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用する

こともできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmapは、NEDOが運用するシステムではありません。）

4. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報には研究開発の実施体制の審査に利用するほか、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、前述の目的以外で利用することはありません（法令等により提供を求められた場合を除きます）。また、提案書の添付資料「研究開発責任者研究経歴書」及び「主要研究員研究経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

ただし、Web入力フォームの内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取扱われます。

5. 委託予定先の決定

5-1. 委託予定先の検討方法

客観的な決定基準に基づき、「提案書」の要件確認、外部有識者による審査・助言等を経て、外部有識者による先導研究案件検討委員会で委託予定先案を検討し、NEDO内の契約・助成審査委員会において委託予定先を決定します。

また、委託予定先の検討過程において、必要に応じて資料の追加、ヒアリング等をお願いする場合があります。

なお、委託予定先等の決定は非公開で行い、決定プロセスの経過等に関する問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

5-2. 研究開発テーマの検討項目

省エネルギー・新エネルギー・CO₂削減等に資する優れた研究開発テーマを採択するため、下記項目を検討します。

- ①公募目的・研究開発課題との整合性
- ②研究開発テーマの革新性・独創性
- ③技術的実現可能性
- ④研究開発成功時の波及効果・インパクト
- ⑤国家プロジェクト化や社会実装に向けた構想の妥当性
- ⑥研究体制・計画の妥当性
- ⑦予算規模・配分の妥当性 等

特に、「研究開発テーマの革新性・独創性」及び「研究開発成功時の波及効果・インパクト」を重視します。また、効果的な予算投入のため、予算の多寡に応じた成果目標の達成困難性や社会的インパクトについても検討します。

5-3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、本事業においては、提案機関（企業、大学等）の女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を確認するため、「【様式13】ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況」に記載していただきます。記載いただいた内容は研究開発テーマの検討にあたり加味します。

5-4. 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は次の基準により選考します。

(1) 委託業務に関する提案書の内容が、次に掲げる事項に適合していること。

- ① 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ② 開発等の方法、内容等が優れていること。
- ③ 開発等の経済性が優れていること。

(2) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が、次に掲げる事項に適合していること。

- ① 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- ② 当該開発等を行う体制が整っていること。

（再委託予定先・共同実施相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている又は既に受けている場合はその妥当性が確認できること）

- ③ 当該開発等に必要な設備を有すること。
- ④ 経営基盤が確立していること。
- ⑤ 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- ⑥ 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 委託予定先の選考に当たって考慮すべき事項

- ① 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ② 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ③ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

5-5. 委託予定先の公表及び通知

(1) 検討結果の公表等

採択された案件は、NEDOのホームページで公表します。なお、不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

公表は2022年5月中旬頃（公募締切りから約90日後までに）を予定しております。個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

(2) 先導研究案件検討委員会委員の氏名の公表

先導研究案件検討委員会の委員等の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

(3) 附帯条件

採択に当たって条件(提案内容の一部を採用、予算額の見直し、実施体制の見直し、実施期間の短縮等)を付す場合があります。

5-6. スケジュール

2021年12月28日	公募開始
2022年2月16日正午	公募締切
2月下旬～(予定)	案件検討(書面審査)
3月中旬(予定)	案件検討(ヒアリング(※8))
4月下旬(予定)	契約・助成審査委員会
5月中旬(予定)	委託予定先決定、公表(プレスリリース)
7月中旬(予定)	契約

(※8) 案件検討において、書面審査で一定の評点を得た提案については、提案の更なる詳細を審査するために、提案者に対して提案内容のヒアリングを行うことにしています。対象者には3月上旬頃に、ヒアリングへの出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、ヒアリング対応者の日程確保をお願いします。

ヒアリングを必要とする提案の応募代表者のみにご連絡いたします。個別のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

6. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

次の事項について合意していただくことが委託先として選定されることの要件となります。

- ① 研究開発テーマの全部又は一部を採用すること。
- ② NEDOが必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の委託予定先と研究開発テーマに係る実施体制を組むこと。なお、既存の国家プロジェクトとの関係で、先導研究内容(規模、期間等を含む)を調整することがあります。

(2) 受託業務の実施

受託業務の実施については、原則として、以下の対応をお願いします。

- ① 国家プロジェクト立ち上げ等を企画検討するための外部有識者を委員に含めた「研究開発推進委員会」の設置、運営を行うこと。
- ② 研究開発をより効果的に推進するために、関連する複数の研究開発テーマへの各種助言・調整等を

行うことを目的とした「プログラム」を立ち上げる場合がある。この場合、当該プログラムに設置した「プログラムマネージャー」による各種助言・調整等に従うとともに、「プログラム推進会議」に招集された場合には参加すること。

③本事業において別途NEDOが実施する調査及び情報発信事業に協力すること。

NEDOが委託する調査事業者が資料提出及びヒアリングのお願いをさせていただきます。いずれの場合も各委託予定先の事情を十分に配慮し、委託予定先の不利益とならないよう柔軟に運営しますので、ご協力をお願いいたします。

(3) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は「【様式14】NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について」をご覧ください。なお、本調査は研究開発テーマの検討にあたり活用しますので、必ずご提出をお願いいたします。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は【様式15】）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託、共同実施先は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）。

(5) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、参考資料1「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(6) 知財マネジメント

- ・本事業は、「NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」（別添2）を適用します。本方針は、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」（第5版）をベースとし、本事業の制度趣旨等を踏まえ、別途、本事業用に策定したものです。
- ・本事業では、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力いただきます。
- ・本事業の研究開発テーマへの参加者は、本方針に従い、原則として研究開発テーマの事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発テーマごとに参加者間で知的財産の取扱いについて合意する必要があります。知財合意書の作成については、参考資料2「NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について」をご覧ください。

(7) データマネジメント

本事業は「NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針」を適用します。詳細は、別添3をご覧ください。

(8) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(9) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。）（※9）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。）（※10）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※9）「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※10）「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省

等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（10）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※11））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。（※12））に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※11）研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※12）研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(1 1) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(1 2) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事

する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>
- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ
<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>
- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(13) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDOとの契約に係る情報をNEDOのホームページで公表することがあります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものと判断いたしますので、ご了承ください。

(14) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <https://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(15) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(16) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

(17) 中小企業技術革新制度（SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」において、「特定補助金等」の指定を受けています。

指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。

また、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、採択テーマ等）については、研究開発成果の事業化支援のため、SBIR特設サイト（※13）に原則掲載されることとなります。

（※13）SBIR特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を掲載し、事業化支援を行っています。

7. 公募説明

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、公募説明会に代えてNEDOホームページ上で公募説明資料を公表する予定です。本事業の内容や契約および提出書類に係る質問については、本公募要領、FAQ及び説明資料をご確認ください。その上でのご不明点等は、問い合わせ先の電子メールにてお受けいたします。

8. 問い合わせ先

- ・ 本事業の内容や契約および提出書類に関する質問等は、以下の問い合わせ受付期間内に電子メールにて受け付けます。

- ・決定プロセスの経過や提案する技術の内容等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- ・ご回答までに時間を要することがございますので、時間には十分余裕を持ってお問い合わせください。

<お問い合わせ受付期間>

公募開始～2022年2月14日（月）正午

<お問い合わせ先の電子メールアドレス>

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
 新領域・ムーンショット部 フロンティアグループ
 電子メールアドレス：enekan@nedo.go.jp

9. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクより、ご意見お寄せいただければ幸いです。

< https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html >

なお、ご意見については、本プロジェクトに限りません。

関連資料

- ・別添1：公募の対象となる研究開発課題一覧
- ・提出書類
 - 【様式1】提案書類チェックリスト・受理確認票
 - 【様式2-1】提案書 [表紙]
 - 【様式2-2】提案書 [要約版]
 - 【様式2-3】提案書 [本文]
 - 【様式2-4】提案書 [別紙1：実施体制、研究開発実績、研究開発予算等]
 - 【様式2-5】提案書 [別紙2：高額設備備品補足説明書]
 - 【様式3】実施体制図
 - 【様式4】総括表
 - 【様式5～8】委託先／研究分担先／分室総括表
 - 【様式9】情報項目ファイル
 - 【様式10】利害関係の確認について
 - 【様式11】研究開発責任者研究経歴書
 - 【様式12】主要研究員研究経歴書
 - 【様式13】ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
 - 【様式14】NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票
 - 【様式15】NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
 - 【様式16】提案者業種情報
 - 【様式17】事業報告書・財務諸表・会社案内の送付状
- ・別添2：NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針
- ・別添3：NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針
- ・別添4：契約に係る情報の公表について
- ・参考資料1：追跡調査・評価の概要

- ・参考資料2：NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について
- ・基本計画
- ・2022年度実施方針